

菊池市公告第 44 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により令和 7 年 4 月 22 日付け菊池市公告第 40 号で公告した菊池農業振興地域整備計画を同法第 13 条第 1 項の規定により変更するので、同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 2 項の規定により、菊池市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第 13 条第 4 項において準用する第 12 条第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 3 項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和 7 年 6 月 2 日の翌日から起算して、15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 5 月 1 日

菊池市長 江 頭 実



- 1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間
自 令和 7 年 5 月 2 日
至 令和 7 年 6 月 2 日
- 2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
菊池市役所 経済部 農政課
- 3 意見書の提出について
 - (1) 意見書の提出先
菊池市役所 経済部 農政課（〒861-1392 菊池市隈府 888 番地）
 - (2) 意見書の提出方法
直接持参するか郵送にて提出すること。
 - (3) 意見書の提出期限（縦覧期間満了の日）
令和 7 年 6 月 2 日
 - (4) 意見提出に当たっての注意事項
書面に住所、氏名、電話番号を明記し押印して意見書を提出すること。

4 異議申出について

(1) 異議申出先

菊池市役所 経済部 農政課（〒861-1392 菊池市隈府 888 番地）

(2) 異議の申出方法

直接持参するか郵送にて提出すること。

(3) 異議申出書の提出期限（縦覧期間満了の日の翌日から 15 日間）

令和 7 年 6 月 17 日

(4) 異議申出に当たっての注意事項

書面に住所、氏名、電話番号を明記し押印して異議申出書を提出すること。